## <u>有効期間満了日 令和11年3月31日</u> 熊生企第497号 令和5年6月6日

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて(通達)

見出しのことについては、「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて(通達)」(令和3年3月19日付け熊少第90号。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号)による改正後の刑法(明治40年法律第45号。以下「改正刑法」という。)第97条の規定に基づき、少年施設から逃走した者の全てについて同条の逃走罪の適用対象となったことから、少年施設における収容のための連戻しについて、改正刑法の施行の日である令和5年6月6日から、別添「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて」(令和5年6月5日付け警察庁丁人少発第677号)のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないよう留意されたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

※ 警察庁通達「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。